

大崎市スクールバス安全運行マニュアル

大崎市教育委員会

令和3年9月

本指針は、大崎市が運行を委託するスクールバスの正確かつ安全安心な運行を図ること及びトラブル発生時の対応を定めるものとする。

根拠法令

スクールバス運行管理の実施方法は、以下その他法令に定めるところによる。

- ・道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ・道路運送車両法（昭和26年法律第85号）
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・大崎市スクールバス運行管理規則（平成18年3月31日教育委員会規則第25号）

1 点呼・点検

（1）運行前点呼の実施

安全運転管理者は、運転者がその日初めて乗務しようとする時は、乗務前に以下の内容の点呼を実施するものとする。

- ア 原則として、個人別に行うこと。
- イ 出発の10分程度前までに行うこと。
- ウ 運転日誌、日常点検の結果を確認すること。
- エ 運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、飲酒その他、安全安心な運転ができない恐れの有無について確認し、かつ、表情・姿勢を観察してサービスの適否を決定すること。
- オ 健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、他の運転者に代えるなど適切な措置を講じ、その者を乗務させないこと。
- カ 運行する道路状況、天候、本人の健康状態等を照らして、運行に必要な指示及び注意を払うこと。

キ 運転免許証, 自動車検査証, 自動車損害賠償保険証, 運行表, その他業務に必要な携行品等の有無を確認すること。

ク その他運行中トラブルが生じた場合などの対応を確認しておくこと。

(2) 運行前点検の実施

運転者は, 運行前に以下の方法での点検を実施するものとする。

ア 運行点呼前までに行うこと。

イ 運転日誌, 日常点検の結果を確認すること。

ウ 運行当日の道路状況, 天候等を確認, 把握しておくこと。

エ 自身の健康状態を確認し, 異常を感じた場合, 速やかに安全運転管理者に報告すること。

オ 運転免許証, 自動車検査証, 自動車損害賠償保険証, 運行表, その他業務に必要な携行品等の有無を確認すること。

カ その他運行中トラブルが生じた場合などの対応を確認しておくこと。

(3) 運行後点検の実施

運転者は, 運行後に以下の方法で点検を実施するものとする。

ア 運行後, 速やかに行うこと。

イ 運行のため必要な点検および清掃, 消毒を行うこと。

ウ 車輛, 道路及び運行の状況について運転日誌に記載すること。

エ 運行前点検時の携行品を確認し, これを点検すること。

オ 翌日の運行等について確認しておくこと。

2 運行中の注意点

(1) 運転者

ア 運転中の遵守事項

法定速度, 交通マナー・ルール, シートベルトの着用

イ 運転中の禁止事項

運転中の携帯電話使用, 無免許運転, 飲酒・酒気帯び運転, 脇見運転, 連続運転・無理な運行, 違法駐車, 疲労・過労運転, だろろ運転

ウ 運転中の注意事項

追い越し, 行違い, 路肩, 信号, カーブ・交差点注意, 横断歩道, 歩行者・自転車, 急ブレーキ・急発進

エ 運転中の励行事項

危険予知・事故予測, 思いやり・譲り合い, かもしれない運転

オ 運転中の保持事項

法定速度, 車間距離

カ 運転中の確認事項

優先交通権, 発信時の前後左右

キ その他 注意すべき事項

児童生徒への対応, 居眠り運転防止, 早めの方向指示器の合図, 常に問題意識を持つての行動。

(2) 児童生徒

学校では, 児童生徒へ以下の内容で乗車に関するルールを指導している。

ア スクールバス到着予定時刻10分前までに停留所で待つようにする。

イ 運転者の指示に従う。

ウ 車内ではシートベルトを装着し, 危険な行為(窓から顔や手を出すなど)はしない。

エ 走行中は急ブレーキの可能性があるので, みだりに席を立たない。

オ 車内の物を大切に, 車内は常にきれいにしよう心がける。

カ 降車後はスクールバスの前や後を通らないこと。バスが動いてから移動すること。

3 危機管理

災害等が発生した場合は、基本的に以下の行動をとること

- ・災害等が発生した場合は、慌てず、落ち着いた行動をとる
- ・運転者は乗車している児童生徒の安全確保を最優先する

(1) 地震（震度6弱以上）

ア 登校前は、学校からの連絡に応じた対応をとること。

●運行可能時

イ 登校中は、新たな乗車を打ち切り、スクールバスは学校へ直行すること。指定場所で乗車待ちをしている児童生徒は、直ちに帰宅することとなる。

ウ 学校生活中は、原則としてスクールバスは運行しない。

エ 下校中は、スクールバスは可能な限り運行を継続し、届出のある停留所で児童生徒を降車させること。運行終了時、安全運転管理者は学校へその旨を報告すること。

●運行不可能時

オ 登下校中、運行不可能となった場合、運転者は、スクールバスを安全な場所へ停車し、児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を安全運転管理者へ報告する。

カ 安全運転管理者は学校へ連絡を取り対応すること。

※震度6弱以下の場合でも、大きな被害が出ている場合は、基本的に上記の各項目に準じ対応すること。

(2) 交通事故

ア 運転者は負傷者の救護を第一優先とし、警察及び安全運転管理者へ連絡する。

イ 安全運転管理者は学校及び教育委員会へ連絡すること。

ウ 登下校中の事故のときは、安全運転管理者は代車を用意し児童生徒の登下校に対応すること。

エ 安全運転管理者は、以下の事項（事故の原因・事故後の対応・再発防止策）を記載した事故報告書を教育委員会に提出すること。

オ 児童生徒の乗車の有無に関わらず、業務時間中に発生した事故については、教育委員会へ報告すること。

※教育委員会よりドライブレコーダーやその他の書類提出依頼、説明要求があることを想定し、対応できるようにしておくこと。

(3) 悪天候(大雨・大雪・路面凍結等)

ア 登校前は、学校からの連絡に応じた対応をとること。

イ 登下校中に、悪天候により走行不能となった場合、運転者はスクールバスを安全な場所に停車し、児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を安全運転管理者へ報告する。

ウ 安全運転管理者は学校へ連絡を取り対応すること。

(4) 遅延

ア 悪天候等で大幅な遅延が発生した場合、運転者は、もよりの停留所で停車した際に、安全運転管理者へその旨を報告すること。

イ 安全運転管理者は学校へ連絡を取り対応すること。

ウ 遅延時間の基準については、安全運転管理者と学校が協議し決定する。

(5) 体調不良

ア 運転者はバス運行中、児童生徒が体調不良を訴え、運行を継続できないと判断したときは、スクールバスを安全な場所へ停車し児童生徒の状況を確認、場合によっては救急要請をすること。また、状況を安全運転管理者に報告する。

イ 安全運転管理者は学校へその旨を報告すること。

(6) その他の災害

ア 地割れ、土砂崩れ等により運行が困難となった場合、運転者はスクールバスを安全な場所に停車し、児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を安全運転管理者へ報告する。

イ 安全運転管理者は学校へ連絡を取り対応すること。

(7) 弾道ミサイル落下時の行動について

- ア スクールバス運行中、Jアラート等から緊急情報が発信された場合には、児童生徒の安全確保を最優先とし、バスの運行は一時中断し、直ちに避難行動を開始すること。
- イ 通常は、スクールバスの燃料に引火する恐れがあるため、バスを停車し、頑丈な建物等に避難するか、周囲に避難できる頑丈な建物がない場合は、バスから離れて地面に伏せ頭部を守るよう、児童生徒に指示すること。
- ウ 安全運転管理者は、教育委員会、学校と連携し、必要な措置を運転者に指示すること。

(8) 車輛の異常（車輛火災の恐れがある等）

- ア 異常を感知した時はハザードランプを点灯させ、他の交通に支障のないよう直ちに空き地または路肩に停車する。ただしトンネル内で感知したときは、可能な限りトンネルからの脱出を試み、不可能と判断したら直ちに可能な限り左側に寄せ停車すること。
- イ 異常を点検する際は、火災が発生しているかどうかを確認し、故障がある場合は、燃料・オイルが漏れていないか、電気系統の異常等による火災の恐れがないか確認をすること。
- ウ 運転手は状況説明をし、児童生徒は運転手の指示に従うよう徹底すること。
- エ 車外への脱出を試みる前に周りに異常を周知するため、停止表示器材等を設置すること。
- オ 児童生徒の脱出を優先すること。乗降口からの脱出を優先とするが、不可能な場合は、窓からの脱出を指示すること。窓から脱出する際はガラスの破片に充分注意し、後方防護等の安全確認を行うこと。児童生徒の協力を求めて脱出を開始すること。
- カ 火災が起きている場合は燃焼部位に近い児童生徒、起きていない場合は脱出口に近い児童生徒から脱出させること。火災時の避難は、ハンカチなどで口をおおい、煙を吸わないように避難させること。
- キ 運転者は、車外への脱出後は車内に残った人員がないか再確認をし、児童生徒を車線外に誘導すること。
- ク 児童生徒の安全を確認した後、状況に応じて初期消火に当たること。
- ケ 児童生徒の安全確保及び初期消火終了、110番及び119番通報すること。
- コ 警察及び消防への通報後、安全運転管理者へ連絡すること。

4 その他

その他, 本マニュアルのほか, 具体的な運行については仕様書による。

緊急連絡先

警察：110 消防(救急)：119

委託者 大崎市

大崎市教育委員会学校教育課 72-5033

※スクールバス運行校

学 校 名	電話番号
大崎市立古川北小学校	28-2202
大崎市立松山小学校	55-3129
大崎市立三本木小学校	52-2019
大崎市立鹿島台小学校	56-2662
大崎市立岩出山小学校	72-0029
大崎市立川渡小学校	84-7121
大崎市立鳴子小学校	82-2106
大崎市立沼部小学校	39-0209
大崎市立古川西中学校	26-2114
大崎市立古川北中学校	28-2103
大崎市立鹿島台中学校	56-2663
大崎市立岩出山中学校	72-4441
大崎市立鳴子中学校	84-5811
大崎市立田尻中学校	39-0043